



65周年記念ロゴ

兵庫県警察信用組合

融資課直通 078-367-5290

融資課警電 6956 6958

けいしん 65 周年特別企画第 7 弾「融資審査時における年間返済比率の緩和について」

平素は、当組合業務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当組合では微力ながら組合員の皆様へご支援できることがないか日々検討しております。

当組合では、新たに融資を行う場合は、他行借入れも含め「年間返済比率（年間返済総額÷給与所得の源泉徴収票の支払金額×100%）」を 30%以内、又は 35 歳以上の組合員が新たに住宅ローンを借入れする場合は 35%以内を厳守してききましたが、今般の住宅物件の高騰、子供の教育資金の増加、ご本人の奨学金など、組合員の取り巻く生活環境の変化により年間返済比率を超過する場合があります、職域信用組合として組合員様のご要望に沿うため、以下のとおり、改正を行いました。

記

1 実施開始日

令和 3 年 11 月 29 日（月）

2 「年間返済比率の緩和」の内容

	組合員の年間返済比率	35 歳以上で新たに住宅ローンを借り入れる場合の 組合員の年間返済比率
改正後	30%以内	35%以内 <u>理事長が、特別の事由があり、妥当であると認めた場合は、審査可能とする</u>
改正前	30%以内	35%以内

これにより、他に借入があったり、年収が足りない等の理由により、今までお申込みできなかった組合員も審査可能になりました。

年間返済比率が超過しても、融資が可能か審査させていただきますので、是非、ご相談ください。

なお、融資限度額につきましても、他行借入れも含め、原則 4,500 万円としておりますが、引続き超過する場合でも審査可能となっております。

以上